○輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令(平成八年通商産業省令第十六号)(傍線部分は改正部分)輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令案新旧対照条文

別表(略)	る。発等のために用いられるおそれがある場合は、次に掲げるときとす発等のために用いられるおそれがある場合は、次に掲げるときとす項第三号イ及び第四号イの規定に基づき、輸出貨物が核兵器等の開輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)第四条第一	改正案
別表 (略) 一〜三 (略)	用いられるおそれがある場合は、次に掲げるときとする。項第三号イの規定に基づき、輸出貨物が核兵器等の開発等のために輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)第四条第一	現行

○輸出貿易管理令第四条第一項第五号に規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物(平成十二年経済産業省告示第九百二十三号)輸出貿易管理令第四条第一項第五号に規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する告示案新旧対照条文 (傍線部分は改正部分)

•   (略)	いずれかに該当するものとする。項第六号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定め輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号	改正案
	る貨物は次の   項第五号の規定) 第四条第一   輸出貿易管理	
	するものとする。に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物は次の人でをでき、経済産業大臣が告示で定める貨物は次ののでである。	現行

○輸出貿易管理令別表第三の二の規定により経済産業大臣が告示で定める貨物(平成十三経済産業省告示第七百五十八号)輸出貿易管理令別表第三の二の規定により経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する告示案新旧対照条文

	(傍線部分は改正部分)
改正案	現行
定める貨物輸出貿易管理令別表第三の三の規定により経済産業大臣が告示で	定める貨物輸出貿易管理令別表第三の二の規定により経済産業大臣が告示で
輸出貿易管理令(以下「輸出令」という。)別表第三の三の規定   輸出貿易管理令(以	輸出貿易管理令(以下「輸出令」という。)別表第三の二の規定に
する。 により経済産業大臣が定める貨物は次のいずれかに該当するものと	る。 より経済産業大臣が定める貨物は次のいずれかに該当するものとす
一十六(略)	一~二十六 (略)

輸出者が入した文書等(平成十三経済産業省告示第七百六十号)
○輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定めるめる輸出者が入した文書等案新旧対照条文 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定

三(略)	向に関し、経済産業省が作成した文書等第一項第三号イ及び第四号イに規定する核兵器等の開発等の動	兮(昭和二十四年政令第三百七十八号)第四	改正案
三 (略)	業省が作る項第三号	<b>埋令(昭和二十四年政令第三百七十八号)第四</b>	現行

開発等のために利用されるおそれがある場合(平成十三経済産業省告示第七百五十九号)(傍線部分は改正部分)○貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第一項第四号イの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の等の開発等のために利用されるおそれがある場合案新旧対照条文貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第一項第四号イの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器

三(略)三(略)三(略)三(略)三(略)三(略)三人及び第四号子に規定する核兵器等の開発等の動第一項第三号子及び第四号子に規定する核兵器等の開発等の動二(略)三(略)三(略)三(略)三人の表別表	会三 (略) 「一年の別のでは、 「一年の別のでは、 「一年の別のでは、 「一年の別のでは、 「一年の別のでは、 「一年の別のでは、 「一年ののでは、 「一年ののでは、 「一年ののでは、 「一年ののでは、 「一年ののでは、 「一年ののでは、 「一年のででは、 「一年のででは、 「一年のででは、 「一年のででは、 「一年のででは、 「一年のででは、 「一年のででは、 「一年のででは、 「一年のででは、 「一年のででは、 「一年のででは、 「一年のででは、 「一年のででは、 「一年のに、 「一年の	改正案
三(略)	一〜三 (略) 電易関係貿易外取引等に関する省令第九条第一項第四号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合は、次に掲げるときとする。 貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第一項第四号イの規定 は定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技 規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技	現行